

西成区広報サポーター制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西成区役所が依頼する広報紙、チラシやポスター等の配架及び掲出に協力いただく区内事業者等(以下、「広報サポーター」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 より多くの区民の方々に対して行政情報等の効果的な発信を行うため、広報サポーターとの協働によって、区内に幅広く情報提供拠点を展開し、区民の方々が西成区情報に触れる機会を増やしていくことを目的とする。

(広報サポーターへの協力依頼内容)

第3条 広報サポーターに対して、原則として月1回程度、次の各号の広報物を送付し、各広報サポーターの事業所・店舗等において、区民の目に留まりやすい位置へ配架及び掲出を依頼する。なお、広報サポーターに対する謝礼金等の支給は行わない。

- (1)広報紙
- (2)チラシ
- (3)ポスター
- (4)その他、周知が必要と認められるもの

(募集)

第4条 広報サポーターは、別に定める「西成区広報サポーター募集要項」に基づき公募する。

(登録)

第5条 区長は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、区内事業者等を広報サポーターとして登録する。

- (1)法令や公序良俗に反しないこと
- (2)特定の政治活動、思想活動または宗教活動に関連しないこと
- (3)大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと

(登録の取消)

第6条 区長は、広報サポーターが次の各号に該当するときは、広報サポーターの登録を取り消すことができる。

- (1)第5条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (2)広報サポーターが登録の取消を希望するとき
- (3)その他、区長が特に必要と認めるとき

(その他)

第7条 区長は、広報サポーターが西成区の広報活動に協力している旨を区民にPRできるように、事業所・店舗名、所在地等について区ホームページ等広報媒体に掲載することができる。

附則

この要領は、令和8年7月15日から施行する。